

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

——明治後期——

恩 田 裕

(一)

前稿迄において¹⁾、当初はボールを蹴り合う丈の遊戯の一形態に過ぎなかったフットボールが、やがて東京高等師範学校において、アッソシエーションフットボールとして、近代的スポーツ運動としての実質的な内容構造を構築するに至った経過を、海軍兵学寮や工学寮における外国人教師達を先導的立場とする先駆的事例の検索や、その競技規則の翻訳紹介を中心とする運動現象転移に関する実際例の内容吟味を通して明らかにして来た。又、その背景として、東京高等師範学校に対して強大な影響力を持った、森有礼と嘉納治五郎の教育観を、兵式体操とフットボールという極めて相反する内容構造を有する運動現象を対立的存在として把える立場からの論議を行って来た。即ち、東京高等師範学校における近代的サッカー競技の萌芽の背景には、西欧教育思潮の急激な流入を因果系列の一とした、人間教育実践を自身の教育的持論とする嘉納の、「身体的鍛錬がもたらす精神的鍛錬の効果」²⁾を主題とする、人間教育に於ける身体活動の重要性の認識、が極めて強く作用していたことは明らかである。つまり、国体主義的教育を主唱する森有礼が兎刃に弊れた後³⁾、文部為政の中心となった井上毅によって、師範教育の基幹である東京高等師範学校長に登用された嘉納の教育的理念は、同校での体育奨励、自治寮制度等の施策として具現化され⁴⁾、歐米諸国のもたらす文化的影響や、新しい教育思潮への多大の関心

と相俟って、運動遊戯に対する積極的な研究及び実践が惹起され、やがて師範系列を通して、運動遊戸に対する多大の関心が全国的に展開して行く契機となる。嘉納は、「体育に就て」⁵⁾と題する講演で、体育が身体を均一に発育させる目的のみでなく、「奮斗的精神」、「個人的勇気」⁶⁾を養う一面を持つべきだと主張し、この目的を達成するための運動法として、「西洋から輸入して来たものの中ではフットボールが宣い。フットボールは経済的の運動法である。場所も可なり広い所を要するが其代り大勢の人が一諸に出来る」⁷⁾と述べ、「ベースボール、ロングテニス、ボートレースの如きは利少く弊多し」⁸⁾と主張し、学校の精神的統一や国民の一一致を妨げるから多くの運動法を行う必要はないとして、「歩くこと、泳ぐこと、駆けること、相撲、擊劍、フットボール」⁹⁾を奨励する立場を明らかにしている。

明治26年、高峰秀夫に代って嘉納が東京高等師範学校長に任せられた当時の、「師範学校令」や、「高等師範学校に関する諸規則」は、明治19年に森によって制定されたものである¹⁰⁾。これ等の諸則の内容に関連して、主として国庫負担金の軽減を図る立場から、帝国議会では高等師範学校を廃止し、その機能を大学に分担させる等の論議¹¹⁾がなされるなど、極めて難しい問題状況下に在った同校の立て直しを図ったのは、国家に有用な人材の形成を意図する公教育と、それに対応する教育制度体系の改編を教育上の政策課題とした、第二次伊藤内閣の井上毅文部大臣である。尚、文部次官には岩倉大使等と渡米留学し、主に英米両国で教育を受けた牧野伸顕が就任している。井上は言う。「熱心は諸君にとって第一要件である。余は我々の尊敬する故文部大臣森氏の金言を記憶せり。森氏の言に高等師範学校は高尚なる学理を講究する所ではない。熱心なる教育家を養成する所だと云われたるを記憶せり。余は諸君が即ち今日の熱心なる教育家であると云ふことを信ずる」¹²⁾と。

井上の教育政策全般に関しては、梧陰文庫文書¹³⁾を中心とした、海後等を初めとする近代日本教育史研究に関連した優れた知見¹⁴⁾が数多く報告されている。従って、本稿では、井上の膨大な教育施策の中から、体育的事

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

象に関連する部分を抽出して、嘉納の人間教育としての体育獎勵、惹いてはスポーツ運動獎勵、の立場を根源的に支持した文部為政の制度的、政策的な部分に視点を当て、その事蹟を通して、普通教育制度において、森が主張した兵式体操を中心とした形式体操一辺倒の学校体操の内容を、フットボールを始めとする新しい遊戯概念の形成を起因として、大きく方向転換せしめ、明治39年1月の、体操遊戯取調報告¹⁵²に示された、「運動遊戯ノ目的ハ児童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ運動ノ目的ト快感トニ由リテ体操科ノ目的ヲ達シ特ニ個性及自治心ノ発達ニ資スルニアリ」¹⁵³とする展開に至る経過を、歴史的・総合的に追求することを目的とする。

- 1) 抽稿、本邦におけるサッカー競技の移入と展開について、成城法学教義論集、第3号、第4号、成城大学法学会、昭和57年、59年。
- 2) 嘉納治五郎、体育に就て、体育研究会編、『体操遊戯講演集』、307—311頁、大日本図書株式会社、明治43年。
- 3) 明治22年2月11日、憲法發布式典の当日、その官邸の廊下に於て西野文太郎に刺されて斃れ、森の文政改革の事業は半途挫折した。その後、文部大臣は榎本武揚、芳川頤正、大木喬任、河野敏鎌、井上毅と受け継がれたが、何れも短期間の就任に終っている。
- 4) 東京文理科大学・東京高等師範学校、『創立六十年』、141頁、昭和6年。
- 5) 嘉納治五郎、前掲書、305—337頁。
- 6) 前掲書、324頁。
- 7) 前掲書、326—327頁。
- 8) 前掲書、327—328頁。
- 9) 前掲書、330頁。
- 10) 師範学校令、勅令第13号、明治19年4月、同18年末に文部大臣に就任した森有礼が、國民教育の源泉たる師範教育に重きを置き、其の就任前より、これ等の全般的な見直しを検討していたことは、文部省御用掛の資格を以て埼玉県師範学校を視察した際、教職員に対して訓示した内容より明らかであり、公布された諸案の内容は森の師範教育に対する考え方を如実に示している。尚、諸規則とは、学科及其程度、生徒募集規則、卒業生服務規則等を指している。
- 11) 教育時論、第295号、明治26年6月25日、その社説は、高等師範学校を廢して帝国大学に合併することの不可なるを論ず、として、第1期帝国議会の開会に際し、佐竹義和氏の衆議院に提出したる教育制度改革案中、高等師範

学校を廢して帝国大学に合併し、尋常師範学校と尋常中学校を合併すべしとする意見を批判して、「昨今政府部内の人々は、経費の節減に熱心なる余り、国家に必要なる事業迄も、縮少して、顧みざるを免れざる勢あれば、行政整理委員の中に、或は高等師範学校を廢して、帝国大学に合併し、以て経費の節減を計るべしと主張するものありとの説も、亦強ち無根の談にあらざるべき歟」と述べている。

- 12) 井上文部大臣の談話を評す、内外雑纂、教育時論、第324号、明治27年4月15日、高等師範学校の卒業生を官邸に招き、親しく教員の心得を訊いたものの一節。
- 13) 井上毅の旧蔵文書及び図書の多くは、従前、国立国会図書館憲政資料室に寄託保存されていたが、井上家と国学院大学との合意により、昭和32年以後、同大学図書館に寄託され、梧陰文庫として整理保存され、その目録が刊行されている。
- 14) 代表的なものを以下に掲げる。海後宗臣編、『井上毅の教育政策』、東京大学出版会、1968年。井上久雄、文部大臣井上毅の教育政策、教育学研究紀要、第1号、日本教育学会中国四国部会、昭和31年。内田糺、明治20年代における学制改革問題の研究、愛知学院大学論叢一般教育研究、第7号、第10号、昭和39年、40年。
- 15) 普通教育ニ於ケル体操遊戯取調報告、「文部省ニ於テ普通教育ニ於ケル体操遊戯取調ノタメ文部省普通学務局長沢柳政太郎ニ委員長ヲ命シ、医学博士三島通良、東京高等師範学校教授坪井玄道、同波多野貞之助、女子高等師範学校教授井口あくり、東京高等師範学校助教授可児徳竝ニ川瀬元九郎、高島平三郎ニ委員ヲ嘱託シテ調査セシメタルニ今般左記ノ通報告セリ」として、明治38年11月に文部大臣久保田謙に答申したもの。特に、「所謂瑞典体操ハ大体ニ於テ採用スヘキモノト決定」とする部分は著名であるが、本稿では、「体操科ノ目的、種類ニ関シ本委員会ノ決議トシテ前ニ記シタルモノノ外改正ヲ要スベキモノヲ擧グレバ左ノ如シ」として、「教授時数ハ大体現行ノママニテ変更ヲ要セザルベシ但シ中学校及師範学校（男子）ニ於テハ現行遊戯ヲ課スルノ規定ナキモ教授時数ノ三分ノ一以内ノ時間ヲ以テ遊戯ニ充ツルコト」と述べられている点に着目したい。
- 16) 同報告、七、運動遊戯ニ關スル件。

(二)

本章では、井上毅が文部為政の中心的存在であった明治26年から同27年

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

にかけての期間に、学校教育内部における体育及び衛生の位置と役割を極めて重要且つ不可欠なものと認識していた事実に着目し、普通教育制度に係わる改革諸案の中から、「中学制度ノ改正及体育ノ欠点、明治27年4月」¹⁾、「尋常中学校ノ学科及其程度、並ビニ同省令説明、明治27年3月」²⁾、「小学校ノ体育オヨビ衛生ニ関スル訓令、明治27年9月」³⁾の三点を論議の対象として取り挙げ、教育内容・方法としての「硬化と束縛」⁴⁾に急傾斜していた体操科が、井上のこれ等の施策を得て以後、徐々にではあるが、例え課外での身体活動が中心的なものであったにせよ、運動遊戯教材の積極的な研究と実践を通して、その内容及び方法を著しく変容せしめるに至った過程を述べることにする。

井上は明治26年3月、第二次伊藤内閣の文相に就任し、初等・中等教育を手始めに、実業教育・高等教育にも及ぶ広範な学校教育制度の全面的な改革を志さし、教育内容や方法に関する様々な改革諸案を提示している。その教育政策全般の事蹟については、教育史的立場から井上⁵⁾・内田⁶⁾・海後⁷⁾を始め、寺崎⁸⁾・大久保⁹⁾・梅澤¹⁰⁾等に多くの優れた知見が蓄積されており、そこに、述べられている井上の教育上の政策課題は、端的に要約すれば、国家に有用な人材の形成を意図する公教育制度の見直しと、教育の実際上の普及・発展及びそれに関連する法制の整備・拡充にあったと思われる¹¹⁾。従って本章では、その主題を普通教育制度の再編成構想、つまり普通教育諸学校の教育内容及び方法を、より実用的・専門的なものにするための改革諸案に示されている体育及び衛生教育に係わる部分にのみ範囲を限定して論議を継続することとした。

井上は教育制度の整備・拡充を図るべく、その内容の水準向上の方策の一として、暗記偏重・試験重視を排し、学習時における児童生徒の心身に加わる過重な負担を軽減すべく、初・中学校の教育課程と方法の改革を意図し、その中核的課題として体育及び衛生に関する施策を位置づけたのである¹²⁾。井上以前にも、森有礼が兵式体操を学校教育内部に積極的に導入して、児童生徒の体育に極めて大きな関心を示していたが¹³⁾、森の意図し

たものは、健康や体位の向上という側面よりは、むしろ、その理念的基盤を「気質鍛錬」¹⁴⁾に置いていたとするのが妥当であり、井上のそれは直接的に体力の増強、健康の維持・増進を狙ったものと評価し得る。それは、井上が明治27年4月、第一地方部尋常中学校長会議の折、各校長を官舎に招集して演説し、体育・衛生に関する自身の教育観の一端を披露した内容を見ても明らかである。

井上は言う。「今度余ハ巡回シテシミジミ感シタコトガアル、先ツ積極ニ教育ノ収益ヲ得ルノ前ニ、消極的ニ教育ノ害ヲ胎サヌヤウニト云フコトヲ考ヘネバナラヌ」¹⁵⁾とし、大学の雇外国人、ドイツのレーンホルム法律博士の「余所ノ国デハ学校生徒ニ限ッテ身体ガ強イ、日本デハ学校生徒ガ身体ガ弱イ、畢竟、授業時間ノ多キニ過ルト授業法ガ生徒ノ記憶力ヲ利用スルコトガ過ギルノガ原因デアル」¹⁶⁾とする見解や、ベルツ医学博士の「自分ノ見ル所デハ、日本ノ生徒ハ勉強スル割合ニ体育運動ガ足ラヌ卒業スルト命ヲ損スル人が沢山有ルハ甚タ残念ナリ」¹⁷⁾とする意見を引用し、過度の勉学が本邦の学生生徒の健康状態や体力増強を著しく阻害している現状を、諸外国との授業時間数や学童等の罹患率の比較、体重の人類学的統計資料等を充実に提示することによって明らかにし、「教育ノ為メニ生徒ヲ弱クスルト云フコトガ若モ事実デ有ッタナラバ文部省ハ第一生徒ノ父兄ニ対シテ済マナイ」¹⁸⁾として、「教育ノ弊ト云フモノハ古今ノ歴史ニ微スルニ文弱ガ一番恐イ、人ノ身体ヲ弱クシ、天然ノ発育ヲ害スルト云フコトガアッタナラバ如何ナル哲理、又ハ学術ヲ教へ込ンデモ駄目デアル」¹⁹⁾と述べ、更に言葉を継いで、「如何ニ士氣ヲ鼓舞シテモ、上等人種ノ体力ガ弱イト都テノ事蹟ガ振ハナクナル、風俗ノ腐敗ヲ直スコトハマダ易イガ体力ノ腐敗ヲ直スコトハ容易ニ出来ナイ」²⁰⁾として、「余ハ断然決意シテ中等教育制度ヲ改正スペシ」²¹⁾とする健康・体力に関する極めて高い関心を示し、これ等を中等学校制度改革の重要な要素とする考えを明らかにしている。尚、文中でベルツが、かつて嘉納治五郎に就いて柔術を学ぼうと志さしたが、其時すでに31才であったので思い止まったとする説を紹介してい

るのは興味深い²²⁾。

我が国においては大正から昭和にかけての時期に近代的スポーツ競技が隆盛したことは周知の通りであるが、その起点が井上のこれ等の教育理念を背景とする明治後期の中等学校スポーツの興隆に在ったとするのが本論の立場である。即ち、我が國の中等学校におけるスポーツ的活動の多くは、主として外国人教師先導型の課外活動の型態と、公教育機関における制度的な展開を背景とする、体育用教材としてのスポーツ競技の研究・実践を契機として発展した校内スポーツ活動の型態に分別出来るが²³⁾、これ等が対校競技を中心とする各種の競技会に統括され、これが全国的に展開する過程を経て、最終的には極東大会やオリンピック大会等の国際的なスポーツ競技会への参加に発展する道程をたどることになる。

明治27年3月、井上は文部省令第7号をもって「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正し、従前からの教育的主張の制度的展開を図った。文部省はこの改正の趣意に関して省令説明を付しているが、この説明には井上文相の考え方方が極めて明白に提示されているのは周知の通りである。但し、体操科の授業時数は従前は1年級から3年級まで3時づつ、4、5年級は5時づつの計19時で総時数に対する割合が13.5%であったものが、全年級3時づつの計15時で、同じく10.34%に減じている²⁴⁾。これに関し省令説明では「体操ノ第四年級第五年級ニ於テ時間ヲ減シタルハ現在各学校ニ於テ科外ニ随意ノ体操法ヲ用キルカ故ニ正科体操ヲ減スルモ其ノ要ヲ闕カサルニ因レリ²⁵⁾と述べている。

当時の中等学校のスポーツ活動に関しては、特定地域を対象として鶴岡²⁶⁾、平野²⁷⁾、古園井²⁸⁾、小口²⁹⁾等に、又、運動部を対象として渡辺³⁰⁾、木下³¹⁾等によって優れた知見が報告されている。渡辺³²⁾によると、「校友会の設立は学校の創立の新旧にかかわらず、明治25年から同34年の10年間に集中しており」³³⁾、その対象は、柔道、擊剣、端艇、テニスの順であったと述べられている³⁴⁾。又、平野³⁵⁾によれば、大分中学においては、「明治23年に外人教師に指導されたフットボールは時機を得たスポーツとして受容さ

れ、寄宿舎に流行し、夏季夕食後は全員が紅白に分れてルールに拘束されない激しい試合を展開させて楽しんでいた」⁸⁶⁾とされ、校友会活動の球技種目として、「明治26年以来、フートボール試合が盛んに実施されていることは注目される。大分中学では24年頃より寄宿舎生の間で最初に流行した外来スポーツであり、運動会の呼物の一として継続している」⁸⁷⁾とされ、「課外体育奨励は校友会改組による各運動部の拡充となり、学校スポーツが確立した」⁸⁸⁾と述べられている。又、古園井⁸⁹⁾は豊津中学校の校内スポーツについて「明治21年10月6日、米国人エルマー・イー・ハッバード(E. D. Hubbard)が英語教師として着任している。彼は運動家ではなかったが、在勤中は健康保持のため、米国から持って来た野球道具や蹴球を使って寄宿舎生を相手に放課後運動場で盛んに練習している」とし、「その後の豊津中学における西洋スポーツの定着は、明治33年10月実施の校内運動会の一種目としてフートボール、野球が実施されていることで明らかである」⁹⁰⁾としている。つまり、前章で述べた如く、井上等の意図した健康・体力の増強に関する実践的手段は、形式体操一辺倒の教科内容の体育維存から、次第に課外の活潑な身体活動を中心とした運動遊戯へと発展していることを示すものである。

更に、井上の教育的理念は、初等教育に対する全9項目に涉る体育及び衛生に関する、「文部省訓令第6号」にも見ることが出来る。

「小学校ハ小学校令第一条ノ示ス所ニ依リ児童ノ体育ニ留意シ教育ノ完成ヲ期セサルヘカラス」⁹¹⁾として、「維新後兵制変革ノ為或種ノ武芸ハ其必要ヲ失ヒタルト同時ニ体育ノ衰頽ヲ致セル事又教員及生徒カ学問智識ノ進歩ニ急ニシテ動モスレハ智育ノ一方ニ偏嚮セル事社会一般ノ衛生ノ必要ヲ感スルコト未タ深切ナラサル事是等多數ノ原因ノ為ニ各般ノ学校ニ於ケル体育及衛生ノ方法ハ仍不完全ナルヲ免レス殊ニ小学校教育ノ時ハ方ニ身体発育ノ期ニ当リータヒ傷害ヲ受クルトキハ其ノ患ハ終身ニ及ヒ哀ムヘキノ情況ヲ呈セントス」⁹²⁾としている。就中、注目すべきは、「普通体操ニ於テモ亦兵式体操ト同ク手足及全身筋力ノ運動ヲ活潑ニシ氣血ノ代謝ヲ促スト

同時ニ生徒自個ニ於テ意氣快活ヲ覚ユルノ効果アラシムヘン体操ノ弊ハ或ハ死法ニ流レ態勢ヲ整ヘ並列ヲ正スカ為ニ許多ノ時間ヲ費シ却テ生徒ヲシテ厭倦ノ氣ヲ生セシムルニ至ル此ノ如キハ却テ体操ノ精神ヲ失フモノナリ⁴⁴⁾ とし、次いで「学校内ニ於テハ洋服又ハ和服ヲ問ハス都テ筒袖ヲ用キシムヘシ」⁴⁵⁾ とされ、更に「放課時間ニ於テ佇立閑話シテ経過スルニ終ラシムヘカラス男女トナク成ルヘク活潑ニ大気中ニ運動スルノ遊戯ヲ誘フヘシ或ハ大声急歩嬉戯ノ態ヲ以テ生徒ノ不良事ト為シ沈静ヲ以テ品行点ニ加フルカ如キハ當ヲ得タルモノニアラス」⁴⁶⁾ と述べられている点に注目したい。これは、前稿において示した、桶口⁴⁷⁾の師範教育における軍隊式の教導方式は、ひいては児童生徒の心身の発達が著しく阻害されるとする見解や、渡辺⁴⁸⁾の児童が本来的に備えている心身の活潑な働きが強庄的な指導によって抑圧されてしまうとする批判、嘉納⁴⁹⁾の形式に堕して精神を失った教育とする指摘等と同一の水準にあるものである。つまり、この訓令は初等教育段階の体育方法が著しく形式化し、本来的な児童の自由な伸び伸びとした身体活動を抑圧している現実に対処すべく、形骸化した体操教材から、運動遊戯教材への転換を積極的に方向づけたものとして重要な意味を持つものであり、例え井上の教育理念の根底に、国家富強に有用な人材を育成するとする思想があったにせよ、初等教育段階における体育及び衛生の重要性の認識を先見的に把握し、学校教育の現場に反映する施策として具現化し、これ等の運動遊戯教材及び課外の身体活動に対する文部為政側の価値認識の高まりが、井上以後も継承される契機となったことは極めて高く評価し得るのである。

- 1) 井上毅伝記編纂委員会編、『井上毅伝』、史料編、第5巻、465—469頁、国学院大学図書館、昭和41年。第一地方部尋常中学校長会議の際、官舎に各校長を招集して、中等教育に対する自身の教育的理念を披瀝したもの。
- 2) 文部省教育史編纂会、『明治以降教育制度発達史』、第3巻、200—205頁、教育資料調査会、昭和13年。
- 3) 文部省訓令第6号、この訓令の公布は井上の文相辞任直後（健康上の理由のため）であるが、井上によって準備されたものであることが、牧野伸顕宛

書簡によって確認されている。海後宗臣、前掲書、189—190頁。

- 4) 東京文理大学、東京高等師範学校、前掲書、139頁。
- 5) 井上久雄、前掲書。
- 6) 内田糺、前掲書。
- 7) 海後宗臣、前掲書。
- 8) 寺崎昌男、日本の大学における自治的慣行の形成、日本教育学会編、教育学研究、第32巻、第2・3合併号、昭和49年。
- 9) 大久保利謙、明治14年の政変、明治史料研究連絡会編、『明治政変の確立過程』、明治史研究叢書、第1巻、御茶の水書房、昭和32年。
- 10) 梅渕昇、『明治前期政治史の研究』、未来社、昭和38年。
- 11) 佐藤秀夫、井上文政の歴史的位置、海後宗臣編、前掲書、45—46頁。
- 12) 小学校ノ体育オヨビ衛生ニ関スル訓令、この訓令は単に初等教育に於ける教科としての体育の内容・方法に係わるものだけではなく、児童の身体的発達や健康保持増進を目的として、学校生活全般にわたる改革を目指したものとして評価し得る。
- 13) 拙稿、成城法学教養論集、第4号、17—20頁、昭和59年。
- 14) 前掲書。
- 15) 中学制度ノ改正及体育ノ欠点、『井上教伝』、史料篇、第五、465—466頁。
- 16) 前掲書、466頁。
- 17) 前掲書。
- 18) 前掲書、467頁。
- 19) 前掲書。
- 20) 前掲書。
- 21) 前掲書。
- 22) 前掲書、466頁。
- 23) 拙稿、前掲書、25—26頁。
- 24) 海後宗臣編、前掲書、243頁、但し、総時数は140時から145時に増加している。
- 25) 『明治以降教育制度発達史』、第3巻、204頁。
- 26) 鶴岡英一、明治期における広島県中学校の校友会運動部について、体育学研究、第18巻、第1号、9—22頁。
- 27) 平野稔、大分県における明治体育史の研究、中等学校のスポーツについて、大分大学経済論集、第26巻、第4号、大分大学経済研究所、1974年。
- 28) 古園井昌喜、明治期における福岡県中学校のスポーツについて、下関市立大学論集、第22巻、第2号、下関市立大学学会、1978年。明治期の福岡県に

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

- おける学校運動会について、同第3号、1979年。
- 29) 小口正行、明治期の長野県における学校体育、第2報、第3報、信州大学教育学部紀要、第39号、第41号、信州大学教育学部、1978年、1979年。
- 30) 渡辺融、明治期の中学校におけるスポーツ活動、体育学紀要、第12号、東京大学教養学部体育研究室、1—22頁、昭和53年。
- 31) 木下秀明、わが国における運動部の成立と変遷、体育の科学、684—687頁、1971年。
- 32) 渡辺融、前掲書。
- 33) 前掲書、16頁。
- 34) 前掲書。
- 35) 平野稔、前掲書。
- 36) 前掲書、74頁。
- 37) 前掲書、72頁。
- 38) 前掲書、75頁。
- 39) 古園井昌喜、前掲書。
- 40) 前掲書、7頁。
- 41) 前掲書。
- 42) 『明治以降教育制度発達史』、第3巻、143頁。
- 43) 前掲書、143—144頁。
- 44) 前掲書、第1項、144頁。
- 45) 前掲書、第2項。
- 46) 前掲書、第4項。
- 47) 桶口勘次郎、『統合主義新教授法』を著し、児童の活動を中心とする観点から、開発主義教授法やヘルバート派教育学説に対しては批判的立場をとっている。又、教育時論、第48号以下に、「遊戯教育」と題する論文を連載し、体育的見地のみでなく、広く教育全般としての立場から、遊戯の必要性を力説し、児童の年令、性格、体力、心力に合致した遊戯の研究及び実践を主張している。
- 48) 渡辺盈作、京都府師範学校教諭、明治21年に有川貞清によって著された、『小学生徒戸外遊戯法』の序文で、「小学校ハ一ノ快楽場タリ決シテ苦痛ノ地獄ニ非サルナリ」として、児童の活発なる精神と強健なる体軀の重要性を述べている。
- 49) 嘉納治五郎口述、落合寅平筆録、森文部大臣の遺法とその批判、教育家としての嘉納治五郎、七、作興、第8巻。

(三)

本章では、井上によって普通教育課程における児童生徒の体育的課題を示唆された文部為政当局が、その後如何なる問題意識のもとに改革諸案を施行したかについてを、「新小学令ノ施行規則」や、それに基づく、「小学校体操科課程及教授時間割」の吟味を通して明らかにし、続いて、前章で述べた中等教育課程及びその課外の身体活動に積極的な導入が図られた運動遊戯教材に対する現場の教育的対応や、その後の推移を、若干の資料の検討を通して明らかにしたい。

明治33年8月、勅令第344号を以って、「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ」に始まる新小学令が施行¹⁾され、同時に省令第14号を以ってその施行規則が定められている²⁾。この第10条は次の通りである。

「体操ハ身体ノ活動ヲ均齊ニ発育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ適宣ニ遊戯ヲ為サシメ漸ク普通体操ヲ加ヘ授クヘシ

高等小学校ニ於テハ普通体操ヲ授ケ又遊戯ヲ為サシメ男子ニハ兵式体操ヲ加ヘ授クヘシ

「土地ノ情況ニ依リ体操ノ教授時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宣ノ戶外運動ヲ為サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ」³⁾。

これは、明治23年10月、勅令第215号を以って定められた小学校令第12条に基づく、小学校教則大綱第11条の「尋常小学校ニ於テハ最初適宣ノ遊戯ヲナサシメ漸ク普通体操ヲ加ヘ男兒ニハ便宣兵式体操ノ一部ヲ授クヘシ高等小学校ニ於テハ男兒ニハ主トシテ兵式体操ヲ授ケ女兒ニハ普通体操若クハ遊戯ヲ授クヘシ」⁴⁾とした部分の一部改正であるが、実質的な内容は運動遊戯教材の大巾な導入が許容されたもの、と理解される。それは、この明治33年の新小学令施行規則に則り、明治34年4月、文部省普通学

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

務局は、小学校体操科課程及教授時間割⁵³⁾を定め次の如く述べていることを根拠とする。

○小学校体操科課程及教授時間割

(三十四年四月六日
昭和甲一〇四九号 各地方庁両高等師範学校へ普通学務局通牒)

小学校令施行規則第十条第十七条及第十八条ニ依リ小学校児童ニ授クヘキ体操ノ課程ハ左表ニ準拠セシメラレ度此段依命及御通牒候也

		毎週同 時数 回数	遊 戲	普 通 体 操	兵 式 体 操
尋常科	第一学年	4	6回毎回30分若ハ1 以上時		
	第二学年	4	6回毎回30分若ハ1 以上時毎週3時	毎回30分 毎週1時 体操準備	
	第三学年	4	6回毎回30分若ハ1 以上時毎週2時	毎回30分 毎週2時 整容法、呼吸運動、身体矯正術	
	第四学年	4	6回以上 同	同 徒手体操(第一演習)啞鈴初步	
高等科	第一学年	3	毎回30分若ハ1 時毎週1時	毎回30分 毎週1時 復習、啞鈴	毎回30分 毎週1時 各個教練柔軟体操
	第二学年	3	同	同 復習	同
	第三学年	3	同	同 復習、球竿初步	同 柔軟体操分隊教練
	第四学年	3	同	同 復習、球竿体操	同 小隊教練器械体操初步
同女	第一学年	3	毎回30分若ハ1 時毎週1時半	毎回30分 毎週1時半 復習、啞鈴	
	第2学年	3	同	同 復習	
	第三学年	3	同	同 復習、球竿初步	
	第四学年	3	同	同 復習、球竿体操豆蔻体操	

- 1 兵式体操ニ於テハ児童ヲシテ銃ヲ執ラシムルヲ要セス
- 1 二学年ノ高等小学校ニ在リテハ本表高等科第二学年マテヲ課シ三学年ノ高等小学校ニ在リテハ本表高等科第三学年マテヲ課スヘシ
- 1 戸外運動又ハ水泳ヲ授クルトキハ本表時間ノ内外ニ於テ之ヲ課スヘシ

即ち、普通体操、兵式体操を主として、補助的に遊戯教材の採択が認められていたものが、表で明らかな如く、何れの学年においても授業時間の3分ノ1、若しくは半分を遊戯に充当すべく定められているのである。然しながら、教育現場における対応は必ずしも期待通りではなかったであろ

う。東京高等師範学校附属小学校教諭、富永岩太郎は自著、「教育的遊戯の原理と実際」⁹⁾、明治34年刊、において、「体操を以て、体育唯一の方法と考へて、徒らに児童を束縛して、四肢の上下をなさしめんとするのみにては、決してこの目的は達し得べきものにあらざるなり、必ず身体と精神との、根本的関係を、心理の上より攻究して、内外相応じて円満に発育しむるやうにならざるべきからず」¹⁰⁾として、「児童に体操練習をなさしむるも亦然り、自働的に、精神より運動の興味を起さしむることを得て、始めて体育の目的を達し得るものなり、而してかくするには、適當なる遊戯に如くものなし、これ遊戯の研究の、目下の急務なる事を訴ふる所以なり」¹¹⁾と述べて、遊戯教材採択に当つての問題点を鋭く指摘し、形式的に教科内容に遊戯を導入することを戒めている。

明治34年3月、文部省令第3号「中学校施行規則」¹²⁾に基づく、文部省訓令第3号「中学校教授要目」¹³⁾が定められ、特に体操に関する教授上の注意が付されている。「体操教授時間外ニ於テモ常ニ生徒ノ姿勢ニ留意シ又適宣各種ノ遊戯運動ヲ獎励スヘシ」¹⁴⁾と述べ、課外における身体活動としての遊戯に対して認識を強めているのは注目に値する。然しながら、正課体育における教授内容は、従前と変らず、毎週3時づつの普通体操及び兵式体操であり、特に兵式体操の内容が、徒手小隊教練・徒手中隊教練・号令演習等、軍隊色を強めているのは、明治政府の国民皆兵主義に基づく「徵兵令」¹⁵⁾の影響と考えられる。つまり、明治27.8年戦役後、同37.8年戦役に向けて、時局的な軍国主義的傾向の強圧下に、普通教育段階の教授内容にもその影響が及んだものと理解され、この発展性に欠ける体育の教材と教授法に対する反動が、運動遊戯志向に一層の拍車をかけたものと思われる。

文部省普通学務局は、明治35年4月21日から同28日まで、文部省に於て全国中学校長会議を開催し¹⁶⁾、多種に涉る諮問を發し答申を求めているが、その第6号諮問は、「中学校ニ於テ獎励スヘキ遊戯如何」¹⁷⁾とするものである。これに対し、全国中学校長会は、石川県立第一中学 久田督、京都

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

府立第二中学 中山再次郎，岩手県立盛岡中学 山村弥久馬，高知県立第二中学 大原貞馬，福岡県立中学明善校 大島英助，兵庫県立姫路中学 永井道明，群馬県立高崎中学 池田夏苗の諸氏¹⁶⁾を調査委員として下記の如く調査報告を行っている。

答申¹⁷⁾

一，中学校ニ於テ獎勵スヘキ遊戯ノ撰定ハ主トシテ左ノ標準ニ依レリ

一，体育的ナルモノ

二，成ルヘク団体的ナルモノ

三，主トシテ戸外ニ行ハルヘキモノ

二，右ノ標準ニヨリ撰定セシ遊戯ノ種類左ノ如シ

一，柔道

二，剣術

三，野球

四，庭球

五，フートボール

六，徒步打球

七，綱引

八，諸種ノ競争

九，角力

十，諸種ノ器械運動

十一，遠足

十二，雪擲ケ，雪滑リ

十三，漕艇

十四，水泳

備考 遊戯ノ文字ハ不穩當ナリト認ムルヲ以テ正科以外ノ遊戯ノ意味ニテ之ヲ解釈セリ

本問ハ委員ノ調査報告ヲ可決セリ即チ遊戯ノ種類如何ニ依リテハ或地方ニハ之ヲ行ヒ難キコトアルヘク或ハ年令ニ依リテ取捨スヘキモノモアルヘシ故ニ適當ト認メタルモノニ付可成多数ノモノヲ撰定セリ而シテ單ニ行ハレ易キモノナルノミナラス經濟上費用ノ多カサルモノヲ掲タリ而シテ本問ニ付テハ柔道及撲剣ハ人生ニ必須ナルモノナレハ之ヲ遊戯ノ種類ニ入ルヘキモノニアラス遊戯以上ノモノナリトスル少數委員説アリシモ否決トナリタリ其他遊戯ニハ(一)娛樂トナルコト(二)体育ノ為トナルコト(三)共同心養成ノ為トナルコトノ三要素ヲ含ムモノヲ撰フヘキ主義ヲ加ヘシコトヲ唱ヘタル説モアリタリ。

即ち、遊戯とは正課以外に行われる身体活動を意味し、野球・庭球・フットボール等西洋伝来のスポーツが、我が國の中等教育段階の課外活動の一環として積極的に導入されるべく意図されていたことは、これ等のことからも明らかである。そして、次の段階では、これ等の課外活動が自然的に展開して、近代的スポーツ競技として極めて広範囲な地域に定着し、旬日となく各学校間の対校競技的性格を帯びていくこととなる。

即ち、明治40年、文部省普通学務局は、教育施策上の参考に供する為め、第6回全国聯合教育会に対して、「各学校間ニ行ハルル聯合運動ヲ禁止スルノ可否如何、若シ之ヲ否トセバ聯合運動ヨリ生ズル弊害ヲ防止スル方法如何」¹⁸⁾とする諮問を発し、次の如き答申を得ている。

答申¹⁹⁾

(一) 各学校間ニ行ハルル聯合運動ハ禁止スルヲ否トシ、之ガ弊害ヲ防止スル方法トシテハ甲乙両校生徒ヲ混同シ、又ハ平素予メ撰手等ヲ定ムルコトヲ止ムルニ在リトス。

ここで言う聯合運動とは、今日的概念で言う運動会又は体育祭とは若干異なり、むしろ性格的には多種目同時開催の対校競技会に近かったことが、渡辺²⁰⁾、平野²¹⁾、古園井²²⁾等の知見によって明らかにされているが、単一校でチームを結成することや、代表選手制度を改めて、競争意識の緩和に務める等、競技的性格に端を発した極めて激烈な対抗意識から派生する様々な弊害に対処すべく工夫の施された事等が、この諮問、答申から判明する。

同年、全国中学校長会に対して文部省普通学務局は、「各学校間ニ行ハルル競技運動ノ利害、及ビ其弊害ヲ防止スル方法如何」²³⁾とする諮問を発し、以下の如き答申を得ている。再三にわたる長文の引用であるが、重要な思われる所以敢て掲載する。

答申²⁴⁾

一、各学校間ニ於ケル競技運動ノ利益。

(イ) 一般生徒ノ体育奨励トナルコト。

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

- (口) 生徒ノ元気ヲ鼓舞スルコト。
- (ハ) 共同ノ精神ヲ養成スルコト。
- (ニ) 団体ニ対スル徳義ヲ養成スル機会トナルコト。

一、同上ノ弊害。

- (イ) 競技ニ熱中スルガ為メ、往々学業ヲ疎外スルコト。
- (ロ) 遠隔セル学校間ニ競技スルニ至レルヲ以テ、徒ニ日子ト金銭トヲ費スコト。
- (ハ) 選手優遇ノ結果、種々ノ弊害ヲ釀スコト。
- (ニ) 勝敗ニ重キヲ置クガ為メニ、公徳ヲ傷害シ而シテ紛擾ノ基トナルコト。
- (ホ) 運動過激ニ失スルヨリ、往々選手ヲシテ疾病傷害ヲ受ケシムルコト。
- (ヘ) 運動ガ選手ノ専用トナル傾アルコト。

一、右弊害ヲ防止スル方法

- (イ) 対外競技ハ、予メ校長ノ許可ヲ受クベキコト。
- (ロ) 対外競技ヲ行フニハ、必ラズ関係学校ノ職員ニ於テ順序方法ヲ協議シ、競技ノ精神ヲ失ハザル様監督スルコト。
- (ハ) 学力操行共ニ中等以上ノ生徒ニ非ザレバ、対外競技ノ選手トセザルコト。
- (ニ) 競技ハ必ラズ課業ヲ休止セザルノ範囲ニ於テ之ヲ行ハシムルコト。
- (ホ) 競技ノ為メ外泊ヲ許サザルコト。但特別ノ場合ハ此限リニアラズ。
- (ヘ) 応援者ノ取締ヲ厳ニスルコト。
- (ト) 慰労会ヲ催シ又金銭物品ヲ寄贈スル等ヲ禁ズルコト。
- (チ) 平素運動時間ヲ制限スルコト。
- (リ) 校医ヲシテ選手トナルベキモノノ身体検査ヲ為サシムルコト。
- (ヌ) 平時ヨリ他校ト競技スル為メ、特別ニ選手ヲ定メ置カザルコト。
- (ル) 優勝旗其他勝負ノ記念トナルベキモノヲ廃スルコト。

以上に示した諮詢と答申は、從来からの体育に関する中心的教材であ

った普通体操と兵式体操の著るしい形式化に対する反動として、中等教育段階の教育内容・方法に対して運動競技の積極的な組み込みが図られた結果、そのあまりに急激な展開に、各中等学校での教育的対応が追隨出来なかつた事実を示すものであると同時に、当時の中等教育段階における運動競技の隆盛ぶりを、その内容に伺わせるものである。

明治37年、文部省は教育現場における体操遊戯に関する混乱を収束すべく調査委員会を発足²⁵⁾させた。この委員会の報告は、「体操遊戯取調報告」として周知せられ、瑞典体操の採択を決定づけたものとして名高い。つまり、従前は外国人の直接的指導、又は外来書を通してのみの体操遊戯に関する知見であったものが、留学等の機会の増加を理由に、直接的に外国の実際例を通して教育内容を摂取吸収する手段が可能となり、その運動学習に関する断片的な情報の伝播や、先述して來た現場における実践的研究の成果、及び硬直化した普通体操に対する批判、等々が錯綜して必然的に或種の混乱が生じたものと考えられる。調査委員の一員である三島通良²⁶⁾は、米国風、独逸風等諸外国の体操術が混和して這入つて來たところ、体操伝習所が廃止せられ、体操の専門的研究機関が無くなり、又、伝習所の卒業生達は自己流の研究成果を發表して、西洋伝来の体操遊戯を児童生徒の发育発達と無関係に不用意に採用して、遂にその心身の発達を害する弊も認められるようになり、なかなか我国特有の風が生まれなかつたと述べ²⁷⁾、同じく調査委員の川瀬元九郎²⁸⁾は、當報告の新体操法との比較において従来の普通体操法を批判し、「其の順序に一定の規矩なく、時間の都合によりては、單に下肢運動のみを行ひて、当日の体操を中止し、次日には更に上肢の運動のみを習はしむると云ふ様なことは、敢て珍らしいことではなかつたのだ」²⁹⁾と述べ、上肢の運動過度に失し、他の運動不足となる如き、「實際、従来小学校、中学校、師範学校等に就いて、体操をして居るのを見れば、往々此の不權衡的体操をやって居たものである」³⁰⁾とし、又、従来の体操法では、其の時間中、啞鈴なら啞鈴のみに集中する単調な教授法を執っていたので、「其教授は全く変化なく、趣味なく、實に不融通極ま

ったものであった」³¹⁾と当時の学校現場の様相を伝えている。

当報告では運動遊戯に関して、「運動遊戯ノ目的ハ児童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ運動ノ自由ト快感トニ由リテ体操科ノ目的ヲ達シ特ニ個性及自治心ノ発達ニ資スルニアリ」³²⁾と定め、各学校の体操科に関する現行規程中、改正を要する事項は、「教科時数ハ大體現行ノママニテ変更ヲ要セザルベシ但シ中学校及師範学校（男子）ニ於テハ現行遊戯ヲ課スルノ規定ナキモ教授時数ノ三分ノ一以内ノ時間ヲ以テ遊戯ニ充ツルコト」³³⁾として、中等学校段階の体操科の教授内容に初めて遊戯の採択を決定しているのである。尚、学校に於て教科として奨励し、課すべき遊戯は、「成ルベク団体的ニシテ複雑ナラザルモノタルベシ」³⁴⁾として、競争遊戯では「フートボール」³⁵⁾を挙げているのである。取調委員、高島平三郎³⁶⁾は、元来体操は西洋に於ては歴史的に発達したもので、合理的に研究したものではない、唯瑞典のリングが当時の科学に基づいて攻究していたとして、瑞典体操を支持し、遊戯については学校以外にも大きな影響を及ぼすので、体操より一層の研究が必要であり、これを精しく報告書に記載すると際限がないから簡略にせざるを得なかった³⁷⁾として、「日本では遊戯は尚ばれて居ないが、欧米では之を種々の方面から研究して居る、即ち遊戯の心理及び児童・研究上より之を調査して、学者教育者は之が發展について大に勤めて居るのである」³⁸⁾と述べ、「今回の取調によって運動の弊病を矯むることに勤めた、例へば運動会や競技運動中から生ずる弊とか数校競技運動の弊とかいふものはないようにした」³⁹⁾と自負している。

以上述べて来た通り、当調査報告によつて、従来の中等学校、師範学校の男子に対しての普通体操・兵式体操一辺倒の教科内容から、「フートボール」等競争遊戯を含めた遊戯運動の採用へと、重要な方向修正が指示され、「体操ト遊戯トハ各固有ノ教育的価値ヲ有スルモノナレバ互ニ相依リ相助ケテ以テ体操科ノ目的ヲ達セシコトヲ努メザル可ラズ然ルニ動々モスレバ生徒ヲシテ体操ヲ厭ヒテ遊戯ノミヲ好ムニ至ラシムルガ如キコトアルハ深ク戒ムベキコトナリトス」⁴⁰⁾と述べられている。このことは、先述し

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

て来たスポーツ運動を中心とした課外活動の内容と、正課体育の教科内容との初めての接近であり、中等教育段階におけるスポーツ運動の興隆は制度的展開を超えていたものと判断するのが至当である。

わが国におけるサッカー競技は、井上・嘉納の教育的理念に支えられて東京高等師範学校において研究実践の萌芽を示し、その成果は師範系列を通して全国的に展開し開花したことは、前稿で示した通りである。又、一方では、ここ迄に示した通り、課外活動の対象としても、正課体育の教科内容としても、その研究の成果が強く要求されるべく、その周辺の諸条件が成熟して来ていたのも事実である。

- 1) 『明治以降教育制度発達史』、第4卷、45—58頁、勅令第344号、小学校令。
- 2) 前掲書、59—114頁、文部省令第14号、小学校令施行規則。
- 3) 前掲書、65頁。
- 4) 前掲書、第3卷、100頁、小学校令第12条ニ基ツク小学校教則大綱第11条。
- 5) 文部省総務局文書課、小学校体操科課程及教授時間割、『文部省例規類纂』、17—18頁、明治34年。
- 6) 富永岩太郎、『教育的遊戯の原理と実際』、明治34年。この書は、上編に総論、遊戯の効果、児童の心身発達と遊戯の関係、遊戯と唱歌及遊戯と体操、遊戯の歴史、種類、教授法等の項目を挙げて極めて詳細な論述を行い、下編にその実際例を、鬼々遊類、唱歌遊類、用器競争類、徒手競争類、智的競争類、戦争遊類等に分別し、各遊戯の内容に実践的な研究の成果を加えてあり、從來の外来書の翻訳本には見られぬ格調の高さを感じることが出来る。特に、遊戯と社会風儀との関係を述べた知見は高く評価出来るが、本論を離れるので、この考究には他日を期したい。
- 7) 前掲書、83頁。
- 8) 前掲書、84頁。
- 9) 『明治以降教育制度発達史』、第4卷、178—191頁、文部省令第3号、中学校令施行規則。
- 10) 前掲書、192—268頁。
- 11) 前掲書、268頁、教授上ノ注意、第11項。
- 12) 前掲書、266—267頁。
- 13) 兵式体操と徵兵令との関連については下記論考に詳しい。木下秀明、明治時代の学校体育における体操観、特に普通体操と兵式体操の成立過程を中心として、体育学研究、第2卷、第6号、242—244頁、昭和32年。能勢修一、

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

明治初期における「中学校」の体操について、体育学研究、第6卷、第2号、4頁、昭和37年。

- 14) 全国中学校長会議、『全国中学校長会議要項』、文部省普通学務局、明治35年。「明治35年4月21日ヨリ同28日迄全国中学校長会議ヲ文部省ニ開会セリ今其ノ要項ヲ輯録シテ参考ニ資ス」として、極めて多種多様な諮問に対し、数名づつの校長群に分かれて、調査答申を行っている。全体会議の議事録も残って居り、その答申案決定に至る経過も興味深いが、この検討は他日を期したい。尚、この年の中等学校総数は本校200、分校23、生徒数は95,000人弱である。
- 15) 前掲書、32頁。
- 16) 前掲書、46頁。
- 17) 前掲書、32—33頁。
- 18) 文部省普通学務局、『教育会等に対する諮問事項並其答申要項』、大正8年。
「本書は明治33年以後東京各地に開会せられたる教育会等に対して、本省より発したる諮問事項、及其答申を集録せるものにして、教育施政上の参考に供せんが為め刊行したものなり」としている。当該諮問及答申は433—434頁に記載されている。又、明治43年全国師範学校長会に対して、「師範学校生徒をして、課外に行はしむべき適當なる運動及作業如何」とする諮問を發し、男子生徒に対しては、(1)剣道・柔道、(2)水泳及操櫓、(3)駆足、(4)弓術、(5)角力、(6)フットボール、(7)氷滑り、(8)庭球、(9)野球、の9種目を挙げ、特に庭球及び野球に関しては、「特に選手を設け又は他校との試合をなさしめて之を奨励するが如きは、弊害ありと認む」とされ、女生徒に対しては、(1)薙刀、(2)水泳、(3)弓術、(4)氷滑り、(5)庭球、(6)羽子ツキ、とする内容の運動を答申している。
- 19) 前掲書、435頁。
- 20) 渡辺融、前掲書。
- 21) 平野稔、前掲書。
- 22) 古園井昌喜、前掲書。
- 23) 『教育会等に対する諮問事項並其答申要項』、434—435頁。
- 24) 前掲書。
- 25) 普通教育に於ける体操遊戯取調報告、文部省体操遊戯取調委員 井口あく
り・可児徳・川瀬元九郎・高島平三郎・坪井玄道共著、『体育の理論及実際、
全、附録、体操遊戯取調報告』、1—42頁。この本の序文には、当報告を公に
した後、各取調委員に対して全国の体操教師から疑義が殺到したので、該報
告書の解説を主とした、体操の理論と実際に関する当書の刊行を決意したと

述べられている。

- 26) 三島通良, 我国の体操遊戯に就て, 学説政務, 教育時論, 第746号, 40—41頁, 明治39年1月5日。
- 27) 前掲書。
- 28) 川瀬元九郎, 新体操法に就て, 学説政務, 教育時論, 第756号, 4—5頁, 明治39年2月15日。
- 29) 前掲書。
- 30) 前掲書。
- 31) 前掲書。
- 32) 体操遊戯取調報告, 前掲書, 31頁。
- 33) 前掲書, 32—33頁。
- 34) 前掲書, 31頁。
- 35) 前掲書。
- 36) 高島平三郎, 体操遊戯に就て, 学説政務, 教育時論, 第749号, 5—7頁, 明治39年2月5日, 尚, 高島は娯楽遊戯を, その集団の「自治的側面」から攻究して, 娯楽は自治の不可欠の要素と結論づけているのは興味深いが, 煩瑣になるので, この検討は他日に譲ることにする。
- 37) 前掲書。
- 38) 前掲書。
- 39) 前掲書。
- 40) 体操遊戯取調報告, 前掲書, 35頁。

(四)

これ迄述べて来た通り, 発展性に欠ける教材と教授法に対する教育現場の不満に端を発した体操科教科内容の見直しは, 普通体操法の著るしい形式化に対する反動として運動遊戯教材への指向が強化された現れと思われる。然し, 欧米での歴史的発達過程に蓄積された運動遊戯としての教育的意義や実際的な教授方法が, この分野を未開拓領域とした我が国の教育現場ではそのまま導入されたとは考え難く, 運動遊戯には本来的に内在する創造性, 自由さを欠落させ, 理念と形式が先行した教科内容に変容したり, 普通体操を中心とする従来からの体操科教科内容との相克, 運動遊戯に対する無理解・無経験から生ずる不適合場面等が生じたものと思われる。更

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

に、健康管理に係わる体操の指導原理に対する医学関係方面からの疑問が提起される等¹⁾、体操科教授の混乱がその極に達し、早急な改革の実現が期待されたもので、体操遊戯取調委員会の結成された所以もここにある。然し、当該委員会の報告の内容も、所謂混沌とした体操界を統合する意味での妥協的内容²⁾を示さざるを得なかったから、大正2年、学校体操教授要目³⁾を制定して、その収束が図られた。更に、大正15年、改正体操教授要目⁴⁾が定められ、遊戯及競技として、運動遊戯即ちスポーツゲームスが体操科の教授内容に明示されるに至るのであるが、この経緯に関しては、別途稿を起すことにしておきたい。

明治30年代に入って、サッカー競技に関連する多数の指導書が刊行されたことは前稿⁵⁾において示した通りであるが、その大多数は西洋伝来の関係書からの翻訳を中心としたもの⁶⁾で、明治年間において著者等の実際的な競技体験を経て著述された指導書は、明治36年及び同41年に東京高等師範学校から刊行された2点⁷⁾のみである。同校からは大正9年に更に1点⁸⁾刊行されているが、ここでは対象を明治年間に便宜的に設定したので、一応論議の対象外とした。尚、これ等3点の『フットボール』に記述されているサッカー競技の技術的・戦術的内容構造について、近代サッカー競技の立場からの比較検討を加えて、当時のフットボールの実質的な内容構造や、その展開の過程を再構築せんとする試みは、全く未知の分野である丈に、極めて興味ある課題であるが、その研究課題の設定や研究方法の未成熟を理由に、ここでは歴史的展開の過程にのみ焦点を絞らざるを得なかつた。

明治36年版の、『アッソシエーションフットボール』は、「各地の中学校よりフットボールゲームの仕方の説明を需むること甚だ少なからざりしを以て本書に其の望みの一部分を充たさんがために書きたるものなり」⁹⁾として、「今や我国フットボールの氣運漸く熟さんとし至る処其必要の声を聞かざるなし。此有様を以てせば数年後のフットボール特に大に予期すべきものあらんか」¹⁰⁾と述べ、フットボールに対する関心の高まりを

伝えている。当該書の規則、技術、戦術的側面の記述内容は、正確さを基調とする翻訳書特有の、未消化で難解な表現が多く見られ、特に技術用語に関しては、その運動状況の説明をもって代えられている¹¹⁾。更に、用具や練習方法、運動遊戯的意義について述べている部分は、既刊の他書¹²⁾と比較しても、極めて実際的、独創的であり、競技としての実体験に立脚したものであることは明確ではあるが、その運動現象を、極めて形式的・様式的に把握し、その運動形態を定型化して理解していたことが窺われるものは¹³⁾、技術的情報の信頼性が質量共に不足していたことに起因すると考えられる。

明治41年、前著の全面的な改訂を行った東京高等師範学校校友会蹴球部¹⁴⁾は、すでに我が部には、『アッソシエーションフットボール』とする著作があるが、これは創設当初、その競技方法を説明したもので真髓にふれていない。又、従前から我が国にあった運動遊戯と趣を異にしていたため、実際上の幾多の方法的な疑点が生じたので、その不備を補うために、ここ数年、毎年一・二回づつ外人と試合を重ねて、その真髓にふれ得たので、ここに前著を全面的に改訂することにしたと述べ¹⁵⁾、この年（明治41年）には、初めて横浜外人を破ってフットボール熱が急騰した事実を誇らしげに告げ¹⁶⁾、「一昨年頃から東京府師範学校でも亦フットボールを始め、昨年の十一月に高等師範とマッチした。惟ふにこれは我が国に於ける日本人同志のフットボールマッチの始であろう」¹⁷⁾と述べ、次いで慈恵医院医学専門学校との試合や、愛知・山形・福島・茨城・埼玉等の各師範学校におけるフットボール興隆を告げている¹⁸⁾。当該書は、前著の翻訳書的内容を著るしく超えるもので、図解・写真掲載を含めて、独創的かつ高度な内容の専門的指導書として評価し得る。この中で、実際の試合に即した競技内容を謂ゆる講談調で誌上に再現している¹⁹⁾が、その競技規則に対する理解度は勿論のこと、技術・戦術に対する高水準の実践的認識は、前著に比較して、著者等のサッカー競技に関する理論と実際の形成過程の進歩状況を明示するものである。この書がフットボール普及発展に関する先導的役

割を、どの程度果したかについては、資料的に不足で明らかでないが、以後のフットボール的展開の経過は、同校大正9年版の「フットボール」²⁰⁾で、先年我が国で行われた極東オリンピック競技会の日本代表として高師チームが出場したことを契機として、関東・関西のフットボール大会は参加チーム数が増加し、帝都においては東京高師・東京蹴球団の外に、帝大・早稲田・豊島・青山・成城・高師附中等、関西では、御影・奈良・京都・広島高師等、その競技会が年々隆盛する様相を伝えている²¹⁾ことから、その影響力は極めて大きかったとする推論は妥当なものと思える。

明治為政の日本近代化に対する志は、常に欧米文化を追従し、凌駕することを目標に、その積極的な受容を推進し、国民全般の知的水準の向上を目指して、開化主義を基調とする国民教育の方向を示した²²⁾。然しながら、徳川為政の鎖国期間に、半ば成熟した我が国独自の在来文化は、西欧文化の全面的受容を可能とせず、文化水準の近接部分に於てのみ、多様な文化変容を伴いつつ、移入文化の受容を容認したと考えられる。明治の初期、体育的概念が未構成な時期に、外国人教師達が移入したフットボールは、その先導的努力にも拘らず、文化的葛藤が強大に過ぎて受容は拒否され、定着することはなかった²³⁾。然し、学校教育部門への運動遊戯の一つとしてのフットボール移入は、学校体操の教授材料として変型しながらも受容され、やがて、異例な発展過程を示した学校教育の成熟度の高まりと共に、ここを母体として近代サッカー競技へと内容構造が構築されて来たが²⁴⁾、その展開の過程の根幹に東京高等師範学校を位置づけたのが本稿の立場である。かつて、気質鍛錬を標榜し、兵式体操を以って精神陶冶の一助となすが如き非常手段を講じて校風の刷新を図り、後年、師範型と呼ばれる、形式主義的教育為政の後遺症とも言うべき、外面的画一主義的な技術修得合理化の様式が形成されるに至った東京高等師範学校において²⁵⁾、何故、近代サッカー競技が萌芽し、研究実践され、全国的な伝播経路を構成し得たのかとする素朴な問題意識を起点とした小論は、その理論と実際が構築される過程を、歴史的・総合的に展望しようとする意図に導かれて、逸脱

を繰り返しながらも、目標への近接を図ってきたが、この分野に於ける今後の研究課題と研究方法とを的確に把握することに若干の疑点を残さざるを得なかった。つまり、我が国に於けるサッカー競技の理論と実際が、いかに近代化されたかを歴史的・総合的に考えるには、その規則・技術・戦術等に関するスポーツ技術史的観点からの内容吟味を通して、実体的内容構造が構築された経過に対する接近が不可欠な要素と考えるからであるが、この分野に対する論述は他日を期して、一旦本稿を終る。

- 1) 米国に於て医学研究の傍ら、瑞典体操の修得に努めた川瀬元九郎は、明治35年、「瑞典教育体操法」、「瑞典式体操」を公にし、その原理となる生理学及び解剖学的見地から普通体操法に対する検討を試みた。特に、明治37年、雑誌「体育」に掲載された、坪井玄道の「改正普通体操法」についての批判は著名である。尚、これ等の経緯については、二宮文右衛門、『体育全史』、442—443頁、昭和9年、に詳しい。
- 2) 体操遊戲取調報告では、「調査委員会ハ慎重審議ノ後所謂瑞典式体操ハ大体ニ於テ採用スベキモノト決定シ、尙本科教授ノ實際ニ適切ナラシメンガタメニ、多少ノ斟酌ヲ加ヘ」と述べながらも、「從來行ハレタ体操モ其ノ教授ノ順序、運動種類選択ニ改正ヲ加フルトキハ体育上充分ノ価値アルハ論ヲ俟タス」と述べる等、瑞典体操を強調しながらも、普通体操に対しても妥協的な主張を行っていることによる。
- 3) 二宮文右衛門、前掲書、445—446頁、明治38年の調査報告は、学校体操の形式的な統合には成果を挙げたが、未解決な問題点を多く残し、調査も不徹底で学校体育の実際を統一的に指導する域に達していない点を指摘し、文部省は此の解決の為めに永井道明を欧米に留学せしめて専心学校体育の研究に従事させ、他方陸軍省と図って、「学校体操共同調査会」を設置したが、文部省と陸軍省の委員間の見解が対立的で、結局、合同の調査報告が答申されぬまま散会した経緯を述べ、この調査会の再発足に当り、欧米から帰朝せしめた委員の一人、永井道明に原案作成に当らしめ、これを基に「学校体操教授要目」が制定されたとしている。
- 4) 大正15年、吉田章信、岩原拓、二宮文右衛門、大谷武一、野口源三郎、宮田覚造、佐々木等、森秀、高橋キヨウ、山口鉄三郎等を委員として調査報告され、新たに、「遊戯及競技」として、走・躍・投の15種の競技、フットボール等12種の球技を加えた画期的なものである。
- 5)拙稿、成城法学教養論集、第3号、25頁。

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

- 6) 相田与三郎, フートボール, 『欧米遊戯術』, 第三編, 明治30年。高橋忠次郎, フートボール, 『実験普通遊戯法』, 第三章, 明治34・35年。高見沢宗蔵・鳥飼英太郎, 『フートボール術』, 明治35年。美満津商店, アッソシエーションフットボール, 『フートボール』, 第2編, 明治36年。
- 7) 東京高等師範学校フットボール部編纂, 『アッソシエーションフットボール』, 明治36年, 鐘美堂。同校校友会蹴球部編纂, 『フットボール』, 明治41年, 大日本印刷株式会社。
- 8) 東京高等師範学校校友会蹴球部編纂, 『フットボール』, 大正9年, ミカド商会。
- 9) 明治36年版, 前掲書, 凡例, 1頁。
- 10) 前掲書, 18頁。
- 11) 前掲書, 用語の定義については次の如く述べている。「種々なる科学や, 遊戯に, 夫々一定の用語ある如くに, このフットボールに於ても少なからざる用語あり。今, 一々其の用語の意味を説明すと雖も, 之等を日本語に訳することをなさず」と述べ、「何れにするも用語は一つの符号的のものなれば其の意味を知れば其の音は如何なるものにても差支へなきなり」として, 用語の主なるものを列举し, その運動状況を説明している。
- 12) 前注6)参照。
- 13) 例えばフルバックの任務として, 「フルバックは如何なる場合に於てもハーフバックの策に従はざるべからず。特に自己の前に居るハーフバックに従ふ義務あるものとす。例へば若しハーフバックが敵のフォワーズに向ひ進みてボールをパスせんとするときは直ちに走り出で其のボールを敵が得ざる前に蹴らざるが如し」と述べられている。
- 14) 東京高等師範学校校友会蹴球部編纂, 明治41年版, 前掲書。
- 15) 前掲書, 自序, 1頁。
- 16) 前掲書, 15頁。
- 17) 前掲書, 14頁。
- 18) 前掲書。
- 19) 前掲書, 83—93頁。
- 20) 大正9年版, 前掲書。
- 21) 前掲書, 8—9頁。
- 22) 拙稿, 前掲書, 1—2頁。
- 23) 拙稿, 成城法学教養論集, 第4号, 前掲書。
- 24) 前掲書。
- 25) 前掲書。

Digitized by srujanika@gmail.com